

コンプライアンス・ポリシー

制 定 平成29年6月27日 第2回理事会

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「本会」という。）は、役職員が業務を遂行するに当たり、また、個人として行動するうえで遵守すべき基本的な事項を、以下のとおりコンプライアンス・ポリシー（以下「この基準」という。）として定め実践する。

1. 行動の原則

本会は、事業全般について、法令、内部規程を誠実に遵守し、良識をもって行動する。

2. サービスの提供

本会は、事業利用者に誠意をもってサービスを提供し、事業利用者の信頼を獲得する。

3. 公正な取引

本会は、関係先と公正、透明、適正な取引を行う。

4. 情報の管理

本会は、事業利用者、取引先、会員等の利害関係者に対し、公正かつ適切に情報を開示する。また、個人情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。

5. 役職員との関係

本会は、役職員の人権を尊重するとともに、安全で働きやすい職場づくりに努める。

6. 社会との関係

本会は、地域社会との協調を図り、その発展に貢献するよう努める。

7. 政治・行政との関係

本会は、政治・行政との間において、健全かつ正常な関係を保持する。

8. 環境問題への取組み

本会は、環境問題の重要性を認識し、環境保全に配慮した事業の推進に努める。

9. 反社会的勢力との関係

本会は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、不当要求があった場合は、毅然とした態度で臨む。

10. 役職員の責務

本会の役職員は、この基準を率先垂範し、理解を得るための教育・研修を行い、その徹底を図る。

11. 違反への対応

本会は、この基準に違反する重大な事案が生じたとき、問題の解決に当たり、原因の究明、再発の防止に努める。また、生じた事案は的確な情報公開を行い、関係者を厳正に処分する。

以上